

公告 第28号
平成31年2月28日

被 保 険 者 各 位

愛知県医療健康保険組合
理事長 井手 宏



平成31年度任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条の規程による任意継続被保険者の保険料算定にかかわる標準報酬月額を、下記のとおりお知らせいたします。

記

平成31年度の任意継続被保険者の標準報酬月額については、次のいずれか低い額をもってその者の標準報酬月額とする。

1. 当該被保険者が、資格を喪失した時の標準報酬月額
2. 平成30年9月30日における、全被保険者の同月の標準報酬月額の平均値である343,471円を基礎とみなした場合の標準報酬月額 340,000円（24等級）

適用年月：平成31年4月1日から平成32年3月31日

以上